

組　織　の　概　要

1 人事委員会の設置、構成及び運営

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市（地方自治法第252条の19第1項）は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県の人事委員会は、昭和26年6月12日神奈川県人事委員会設置条例（昭和26年神奈川県条例第37号）により設置された。

(2) 人事委員会の構成及び運営

人事委員会は、3人の委員をもって組織する（法第9条の2）こととされた合議制機関であり、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することになっており、委員の任期は4年である。人事委員会を代表する委員長は、委員のうちから選挙され、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する（法第10条）ことになっている。人事委員会は、三人の委員が出席しなければ開くことができない（法第11条）が、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、二人の委員が出席すれば会議を開くことができ、その議事は出席委員の過半数で決する。

なお、当人事委員会の会議は、神奈川県人事委員会議事規則により、定例会は毎週水曜日に開催することを例とし、臨時会は委員長が必要があると認めるとき又は委員から請求があったとき、委員長が招集することになっている。

また、本県の人事委員会の委員はいずれも非常勤であり、現在の委員は次表のとおりである。

[委員名簿]

職　名	氏　名	就任年月日	任　期	備　考
委員長	高井佳江子	平成15年7月19日	4年(3期目)	弁護士 (委員長就任：平成21年7月27日)
委　員	山倉健嗣	平成21年7月26日	4年(2期目)	横浜国立大学教授
委　員	西森義博	平成22年7月10日	4年(1期目)	元県議会事務局長

(3) 人事委員会の権限

法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている主な事務は、次のとおりである。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関する事を管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- オ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- カ 職員の給与が法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- キ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ク 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ケ 職員の苦情を処理すること

2 事務局の組織及び事務分掌

平成26年4月1日現在の事務局の組織及び事務分掌は、次のとおりである。

[事務局の組織及び事務分掌]

総務課 18人	総務グループ 11人	1 人事委員会の会議に関すること。
		2 公印に関すること。
		3 事務局の事務の総合調整に関すること。
		4 文書の収受、審査、発送、編集及び保存に関すること。
		5 情報公開、情報提供及び個人情報の保護の総括に関すること。
		6 人事委員会に係る規則案、告示案等の審査に関すること。
		7 事務局の予算及び決算に関すること。
		8 事務局の物品の調達及び管理に関すること。
		9 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事、研修及び厚生福利に関すること。
		10 各種協議会の運営に関すること。
		11 人事委員会の年報の発行に関すること。
		12 その他他課の主管に属しないこと。

給与公平課 14人	給与グループ 5人	1 職員の給与に関する報告・勧告に関すること。
		2 給与関係条例に対する意見に関すること。
		3 給与関係規則及び運用通知に関すること。
		4 職員給与の実態についての調査研究に関すること。
		5 民間給与の実態についての調査研究に関すること。
		6 労働経済情勢についての調査研究に関すること。
		7 生計費についての調査研究に関すること。
		8 公務員給与と民間給与との比較に関すること。
		9 給与の支払監理に関すること。
		10 給与制度等の調査研究に関すること。
		11 人事に関する統計報告の作成及び人事記録の管理に関すること。
		1 不利益な処分についての不服申立ての審査に関すること。
		2 分限、懲戒及び服務に関すること。
		3 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
		4 職員の苦情相談に関すること。
		5 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関すること。
		6 勤務時間、休暇その他の勤務条件に関すること。
		7 職員団体等に関すること。
		8 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
		9 公公平事務受託地方公共団体の公平委員会の事務に関すること。
		10 勤務時間、休暇等制度の調査研究に関すること。
		11 退職手当の支給制限等の処分に係る審査に関すること。
		12 地方公務員災害補償基金支部審査会の審査事務に関すること。

〔事務局職員の配置状況〕

(平成26年4月1日現在)

職員の種類 課班別		事務	技術	計	備考
総務課	総務グループ	人 7	人	人 7	事務局長、総務課長及び副課長を含む。
	任用グループ	11		11	再任用職員を含む。
	小計	18		18	
給与公平課	給与グループ	9		9	給与公平課長及び副課長を含む。
	公平グループ	5	(2)	5(2)	
	小計	14	(2)	14(2)	
合計		32	(2)	32(2)	

注：（ ）内は、併任職員を外数で示す。

〔事務局主要職員〕

事務局長	山口正志
総務課長	中島敏晴
給与公平課長	楠顕子

〔参考〕

平成26年度当初予算

歳入

款	項	目	予算額
諸収入			1,475千円
	受託事業収入		1,446
		総務受託事業収入	1,446
	立替収入		29
		総務立替収入	29

歳出

款	項	目	予算額
総務費			340,001千円
	人事委員会費		340,001
		委員会費	10,324
		事務局費	329,677